

庄内平野における士族授産事業の展開と

その地域的機能に関する一考察

松 村 祝 男

一、はじめに

すでに先進資本主義諸国が東洋市場の開拓を着実に実行しつつあった国際的な環境の下で何よりも資本主義生産を火急的に構築しなければならなかった明治政府は、近代的技術・制度の輸入による殖産興業、富国強兵をスローガンとした諸改革を強力に押し進めなければならなかった。なかでも明治二年（一八六九）の版籍奉還、同四年（一八七一）の廢藩置県、同九年（一八七六）の金祿公債条例の施行等の改革は、幕藩体制末期においてかなりの窮迫をきたしていた士族の生活をより一層窮乏ならしめた。

このように諸改革の遂行過程でもたらされた士族層の窮乏は、無産士族の一大失業群を生むことになり、社会的不満を高揚ならしめる結果ともなった。更にこの社会的状況は殖産興業の飛躍的發展と新国家体制建設に多大な影響を与えることにも連なり、失祿士族層の対策は緊要な問題となって具現した¹⁾。このような社会的背景のもとに展開せしめられた士族授産事業は、具体的には帰農商の奨励・開墾・移住の奨励、産業資金の貸付けなどの形態を取りつ

つも根本的には救恤的かつ慈惠的側面を強くもち殖産興業施策の末席につらなる性格と機能を持たざるをえなかつたわけである⁽²⁾。

武士団の解体とその後の士族授産事業の展開形態は、明治九年（一八七六）の秩祿処分を境に大きく二つに区分することができ、秩祿処分前すで行なわれてきた授産事業は、程度の差はあるもののその推進母体が旧藩藩単位であったことを反映して、展開される範囲も藩域に影響されているとともに帰農政策が中核をなしていた⁽³⁾。これに対して秩祿処分後の授産事業は、明治政府の莫大な財政的援助のもとに北海道移住開拓、福島県安積原国営開拓のように大規模かつ全国士族を対象として行なわれたこと、および農工商その他事業に対する貸付金の総額に現われているように明らかに殖産興業を前提とした型へと変化していくという特色をもっている。国家的事業として実施された士族授産事業は、明治一二年（一八七九）から第一次資本主義恐慌⁽⁴⁾の到来する直前の明治二十二年（一八八九）年に至るこの時期に約五三〇万円にもおよぶ事業資金が貸付けられ⁽⁵⁾、これによって職を与えられた士族数が全国で数万人に達したにもかかわらず、その多くは失敗に帰し、没落士族の歯止めにはならなかったと見るが一般的である。このため士族授産事業の一般の顛末は、日本資本主義経済構築に対して直接的効果よりむしろ間接的な効果として評価される率を高める結果となった⁽⁶⁾。

本報ではこのような士族授産事業の一般の顛末のなかで、床内平野（地域）に展開せしめられた事例をもとに士族授産事業の果しえた地域近代化への直接的効果について若干の考察を試みようとするものである。

二、庄内地域における士族授産事業の概要

幕藩体制を通して庄内地域は、山形県内陸部に比べ領主支配が固定的であり、その支配の中心は酒井家であった。明治初期のいわゆる資本の原始的蓄積期に展開した諸改革によって士族層は、収入の激減と激しいインフレーションに遭遇し、この中であらたな活路を見い出さねばならなかった。このような社会的状況下で大泉藩人明治二年（一八六九）十月庄内藩を改称 \vee が実施した士族授産事業には、旧酒井家家中榊原十兵衛が明治十二年（一八七九）に資本金一万円余を募って創設した鶴岡製塩社と、明治五年（一八七二）に鶴岡郊外の伊勢横内・斎藤河原・赤川河原の約三万坪の開墾を手始めに実施される松ヶ岡開墾社の二事業を掲げることが出来よう。

製塩社（業）は、内務省から明治十六年（一八八三）に六一五八円の士族授産金貸付を受けており、また創設のいきさつについては「勸業施行略述」⁽⁸⁾によると

「…地形粗悪ニシテ製塩場ヲ設立スル地ナキカ故ニ…明治十二年鶴岡士族榊原十兵衛ナル者深ク是レヲ憂慮シ同藩無産士族ニ向テ波水ヲ以テ食塩ヲ製スルノ場所ヲ嵐ヶ関ニ設ク事謀リ遂ニ一社ヲ結ビ…一ツハ以テ管下人民ノ食塩ニ供スルノ一助トナリ一ツハ以テ無産士族ヲシテ産業ニ就カシムルノ一端トモ謂フヘキナリ」

とあり、士族授産を目的に創設したことを示している。しかしその規模は必ずしも大きくはない。製塩社は製塩場を西田川郡念珠ヶ関早田（現温海町）に、事務所を鶴岡家中新町（現鶴岡市）に置いた。この事業には一〇五名の株主が参加している。製塩法は枝条架法が取られていた。しかし経営は必ずしも順調には進まず所有者が三転するなかで明治四二年（一九〇九）に完全に廃止されている⁽⁹⁾。

製塩社にみられる授産事業の動きに対して現象的には帰農政策に付合する農業開墾は、廢藩置県によって設置された酒田県高官に旧藩上層士族が就任し、県行政を掌握することによって⁽¹⁰⁾旧藩士を中心とした帰農政策を優先的に地域の勸業施策とたくみに付合させることが可能となり、かつ戊辰戦役を一つの契機とした中央政府との密接な関連を背景として諸々の便宜を享受しつつ事業が進められている⁽¹¹⁾。『松ヶ岡開墾事歴⁽¹²⁾』によれば、松ヶ岡開墾の趣旨を

「此の時（明治四年）菅実秀^{旧藩}家老酒田県権大参事の職にあり、深く士族の現状を察し之が救済の道を苦慮し、南洲翁^{西郷}南洲に謀り県下不毛の地を払下げ、士族を勸奨して開墾に従事せしめんとす。其の旨意一は以て養蚕を盛し国産を増殖し、一は以て士族力食の途を開き、藩祖以来累世涵養する所の節義廉恥の風尚を失はざらしむるにあり」

と述べられている。明治五年（一八七二）四月に鶴岡市東郊地の官有払い下げ地約一〇町歩の第一次開墾に旧藩士中の青壮年者三六〇名が、同年八月に行なわれた月山山麓の第二次開墾、すなわち後田林開墾には士族・卒族合計三千人（開墾団隊三〇組）が動員され、三〇〇町歩余におよぶ開墾がなしとげられている事柄は、この農業開墾が旧庄内藩（大泉藩）士族の総結集によってなしとげられたことを意味している。しかもこの開墾によって形成された圃場は桑園化された。

このように松ヶ岡開墾事業は、庄内地域における士族授産事業の大規模に展開せしめられた一つの事例として見ることが出来る。更に展開せしめられる営農形態が栽桑養蚕であることは、その延長上にある製糸業をも含めていわゆる殖産興業的側面を深く保持していたとも言えよう。すなわち松ヶ岡農業開墾は単に士族の帰農的側面以外にその発展上に殖産興業をもくろんでいたことは事実であろう。松ヶ岡開墾事業のこのような動きは、旧藩重臣らがそのま

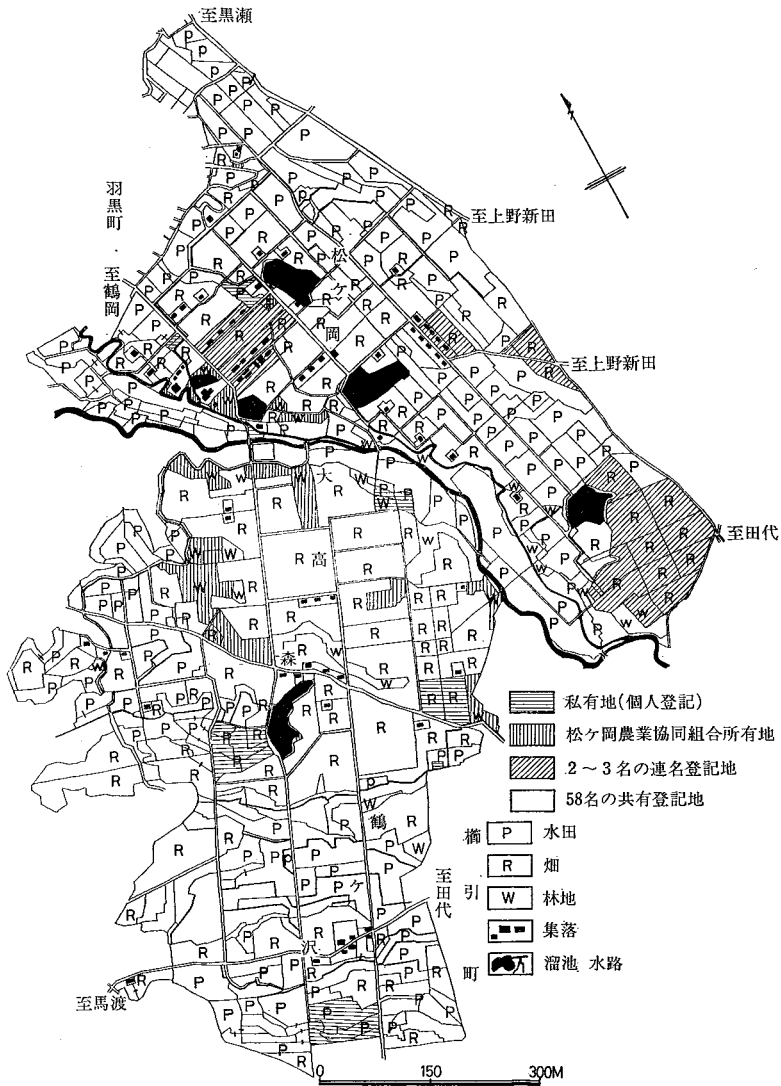
ま明治政府の行政的末端官僚に移行したことを媒体に、旧幕藩体制の「封建遺制」の下にある土族を救済することのみならず事業遂行に当り勸業資金を他の諸事業より優先的に松ヶ岡開墾事業に投下することを可能とするともに産業保護施策の中によりたやすく事業を位置付けることをも可能にした。

以上のように庄内平野における土族授産事業は、その一つの形を松ヶ岡開墾事業にみる事が出来よう。以下松ヶ岡開墾事業の展開を素描しつつ土族授産事業の「地域の近代化」に果しえた機能について考察を加えてみたい。

三、松ヶ岡開墾事業の素描

松ヶ岡開墾場の成立過程及び土地所有制度などの特質に関する研究は、すでに渡辺重蔵・佐久間宏¹³⁾をはじめ山形県史・鶴岡市史等によって詳細な説明が試みられている。

いわゆる松ヶ岡開墾事業は、明治五年（一八七二）年四月の旧藩士青壮年三六〇名による鶴岡市郊外の伊勢横内・斎藤・赤川河原三万坪（約十町歩）の開墾に始まり、同年八月より土族・卒族三千余名・三四組の開墾隊をもって開始された後田林開墾を頂点として、明治六年（一八七三）三月に開墾に着手する高寺・馬渡・黒川三ヶ村山林荒無地の開墾に至る約二〇四町歩におよぶ農業開墾である¹⁴⁾。松ヶ岡開墾事業が全国一般に展開した土族授産事業と比較した時の特色は、開墾事業の推進に当り組織作りとその運用・統率が完全に旧幕藩体制の遺制を継承しつつ展開せしめられたこと、生産手段としての耕地が資本主義経済の根底である各耕作者の私的所有に完全な形で移っていないこと（第一図参照）、周辺農村のみならず旧庄内藩域から広く人足・物品（桑漆木・萱・藁・溜ガコなど）を徴発してなしとげられたこと、表一に示されるように莫大な開墾費用の大部分が県庁よりの御下ヶ米金¹⁵⁾ならびに酒



第1図 松ヶ岡開墾の地目、所有形態の概要

羽黒町役場、榎引町役場の土地台帳、地籍図により作製

第1表 後田林開墾經費捻出内訳(明治6~8年)

内 訳	金 額
県庁より御下ケ米金	44,219.571円
飯料米其他仕払残払米代	2,524.246
酒井忠宝手元より指出金	23,534.242
本間光美(10,000円)始有志之者差出金	10,520.000
借用之分	7,000.000
合 計(内米1,940石7斗6升)	87,798.055

松ヶ岡開墾年誌(本陣文書)明治9年記録より

田本間光美(16)ら有志の寄附及び借入金によっていたことなどの他に特に注目すべき点は、多くの土族授産事業が救済的・慈善的側面を第一とし、土族層を資本主義経済の発達過程に順応させる形で展開せしめられたのに対し、松ヶ岡開墾事業では開墾事業の計画的段階においてすでに殖産興業施策を前提とした勸農が進められていることである。すなわちこの開墾事業の運用が、資本の原始的蓄積を急務とし、資本制生産の飛躍的發展を切望する明治政府の方針に地域側から能動的に呼応する形で展開せしめられたことである。以下この実態を「松ヶ岡開墾年誌(17)」を中心に素描してみたい。

松ヶ岡開墾の営農形態は、この開墾に先達ってすでに黒川村(現櫛引町)志田山の荒蕪地を開墾して育苗されていた桑苗植付けから始まる栽桑養蚕経営に代表される。松ヶ岡開墾場における栽桑養蚕業の展開は、おおむね表二に示されるような形態をもって押し進められた。明治五年の開墾以来の実績は、明治七年(一八七四)において開墾熟圃三一町九反一畝一五歩、桑苗植付本数五五一、六〇〇本(反当八〇〇本植として約七〇町歩に相当する)に至っている。しかし表三に示すように庄内地域は山形県下において養蚕業の歴史的背景を内陸、特に置賜地域ほど持ちあわせてはおらず、そのため技術的習得が桑苗植付と並行して進められた。すなわち明治六年(一八七三)には開墾組頭神原十兵衛を上州前橋、高

第2表 松ヶ岡養蚕業の発展過程の概要

年 号	西 曆	開墾年次	発 展 の 概 要
明治5年	1872	1	●鶴岡市東郊の河原地約10町を開墾し桑苗を植付ける
明治6年	1873	2	●人を群馬県と福島県に派遣し桑樹栽培の方法を調査させその種苗を多数注文する
明治7年	1874	3	●明治6年開墾した高寺、馬渡、黒川の3方面に桑苗を植える。開墾熟圃311町9反1畝15歩に桑苗5,516,000本を植付ける ●4月養蚕の方法を伝習するために群馬県島村の田島武平、田島弥平の両家へ17名の開墾士を派遣する
明治8年	1875	4	●蚕室4棟落成、蚕室の構造は上州島村式で桁間21間、梁間5間、高さ5間4尺の3階造である ●5月に蚕種蠶量40匁を掃立てて飼育を始める ●7月、蚕種800枚を製し、これを横浜に出荷する。この頃から座操機械で生糸を製し、これを地方に販売する
明治9年	1876	5	●蚕室4棟を新築し（構造は明治8年に同じ）合せて8棟の蚕室に飼育を始めた ●座操機械50台を5番室に備えつけ製糸し、生糸の改良をはかる ●蚕室2棟（桁間20間、梁間5間、瓦葺平屋造）の建築に着手する（翌年5月完成）
明治10年	1877	6	●蚕を10棟の蚕室にて飼育する
明治15年	1882	11	●資金に差支え、やむを得ず蚕室10棟中1棟だけを蚕の飼育に当て、数万貫の桑葉を売却する
明治18年	1885	14	●15年以来1棟であった養蚕を2棟に増飼育する
明治19年	1886	15	●蚕を3棟に飼育する
明治20年	1887	16	●未開墾の官有払下げ地を売却し、これを資金にして鶴岡市西端地に製糸工場を創設し、松

明治22年	1889	18	岡製糸所と称す。人力運転製糸機械15人操りをもって主に松ヶ岡の成繭を操糸し、傍ら地方養蚕家の依頼を受けた
明治23年	1890	19	●始めて生糸を横浜に出荷する
明治24年	1891	20	●人力製糸機械を蒸気機関による製糸機械に変える
明治28年	1895	24	●養蚕が再び盛んになる
			●蚕種の望みが年々増加することにより本年から原紙5枚を増し55枚を飼育し、もっぱら蚕種を製造する
明治30年	1897	26	●高寺山15町歩を再墾して桑苗25,000本を植付ける
明治34年	1901	30	●此年東田川郡役所の囑託により農家勧誘用の桑苗数万本を交付する
明治41年	1908	37	●各戸一斉にタバコ栽培をやめ、各戸に桑樹植付けさす
大正3年	1914	43	●松嶺町製糸工場全部を買収して松岡製糸分工場と改称する
大正4年	1915	44	●開墾は栽桑養蚕を主とした畑地開墾であったが、開墾地内で水利の便ある地域100町歩を水田開発する計画を立てる
昭和2年	1927	55	●養蚕係において蚕種不振の影響を受け成績不良となる
昭和5年	1930	59	●製糸事業は不振を極め遂に472,000円の欠損金を生じ、準備金にて補填する。蚕種製造の経営形態を更め種繭飼育分場を適地に設置し、種繭の供給を受けることにした。従って当地における種繭飼育の廃止に伴い70余町歩の桑園も逐次開田または桐樹栽培の計画を進め桐苗の栽植を始めた

松ヶ岡開墾場要覧，松ヶ岡開墾年誌（本陣文書）より作成

第3表 山形県における生糸生産高及び土地利用の変化

1. 生糸生産高の変化 単位：貫

地区名	明治7年	明治8年	明治9年	明治10年	明治12年	明治15年	明治17年	明治22年
村山	4,776	3,633	7,183	4,906	4,987	7,210	8,140	11,769
最上			118	208	141	321	297	805
田川	625	480	381	567	683	992	2,283	2,387
飽海			278	428				
置賜	10,656	7,857	11,508	11,301	18,483	17,298	16,777	18,550
計	16,057	11,970	19,468	17,410	24,294	25,821	27,497	33,511

2. 土地利用の変化（上段 明治18年，下段 明治28年）単位：町

地区名	畑面積	陸稲	麦類	禾穀類	荳菽類	いも類	特用作物	桑園
県	35,056	—	6,073	4,676	15,583	286	5,169	7,261
	42,708	130	6,648	2,932	14,194	897	5,063	12,294
村上	16,891	—	3,814	2,848	5,667	119	2,891	2,387
	20,158	99	3,985	1,552	5,590	353	2,204	5,661
最上	1,873	—	26	367	1,062	113	143	286
	4,043	3	58	459	1,708	88	248	298
置賜	8,066	—	216	377	2,319	40	746	4,188
	8,962	17	110	360	2,881	69	657	5,097
庄内	8,226	—	2,017	1,084	6,535	14	1,389	400
	9,547	11	2,495	561	4,015	387	1,954	1,238

1. は山形 県山形県史商工業編P107, P125より, 2. は同県史農業編(中) P386, P479より

崎及び奥州伊達郡梁川に派遣し、桑苗栽培法を調査させ、同七年（一八七四）には桑葉收穫が可能な域に到達すると同時に加藤源五右衛門を監督とした土族四名、卒族十二名の計一七名を上州島村の田島家に実習生として派遣し、養蚕飼育技術の修得をなさしめている。他方養蚕業を本格的に展開するための設備の建設も進められ、旧城資材の一部を使用して蚕室が作られ、同八年（一八七五）には上州島村式蚕室（桁間二一間、梁間五間、高さ五間四尺、三階造り）四棟が、更に九年（一八七六）に四棟の計八棟が完成している。このような栽桑養蚕施設の増築と相前後して八年（一八七五）より蚕種蟻量三四匁の掃立て飼育を手始めに松ヶ岡開墾場における栽桑養蚕による農業経営が本格化していく。掃立てによって收穫された繭は、松ヶ岡開墾場内において座操機械によって生糸がなされ、販売に供された他蚕種はこの年横浜へも出荷されている。

旧庄内藩旧体制を核として展開せしめられた帰農政策であった松ヶ岡開墾事業は、当初より商品作物としての栽桑と養蚕、マニユ的生糸業を併合する形で展開せしめられており、資本制生産を庄内地域において育成することを目的としていたことが明確に示されており、ここに土族・卒族を中心とした授産事業の本来的目的を達成する一段階を形成するに至った。しかしこのような松ヶ岡開墾場における営農形態の急速な近代化は、松ヶ岡開墾場の営農が近代化を押し進める過程で拡大再生産を円滑に進めた所産ではなかった。

明治一〇年（一八七七）にはその後増設された蚕室二棟を合せ養蚕室は合計一〇棟になり、この全体をもって飼育が行なわれ、土地利用においても各戸貸付の畑地・宅地・萱生地・薪炭林の他は全て桑園に転化されるといふモノカルチャー的形態が一層強化され、また明治九年（一八七六）には松ヶ岡にて生産される繭を原料として座操機械五〇台による製糸部門が併設されるまでの発達がなされ、栽桑養蚕・座操製糸はともに松ヶ岡開墾場における生産目標

第4表 初期松岡製糸所の拡大概要

年号	西暦	拡大の概要
明治21年	1888	●釜数15を増加し30釜とする
明治24年	1891	●付属建物5棟を増築し蒸気機関を備え付け機械をあらため、釜数30を増加し、60釜とする
明治25年	1892	●釜数20を増加し80釜として座操、真綿の2工場を新築して真綿製造を始める
明治30年	1897	●乾燥室を設置する
明治39年	1906	●20釜を増加し100釜とする
明治40年	1907	●乾燥室4室を新設する
大正3年	1914	●飽海郡松嶺町の松嶺町製糸工場全部を買収して、松岡製糸所松嶺分工場とする
昭和12年	1923	●事業拡張のため鶴岡の製糸工場を松嶺町分工場に移転する

松岡製糸所文書 必要書類綴より作成

として確固たる位置を確立するに至るのであるが、それとともに県からの前借金は、明治十一年（一八七八）において一三、五五〇円にも達していた。

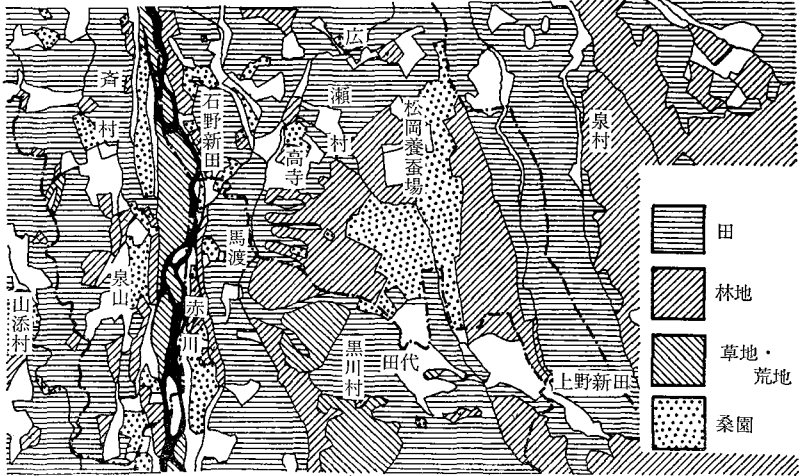
栽桑養蚕経営を主軸に進められて来た松ヶ岡開墾場の発達は、明治一四年（一八八一）松方正義の財政政策の中で一つの転機を迎えている。すなわち明治一五年（一八八二）には同九年（一八七六）以降停止されていた県からの資金援助が運営資金の行詰りをもたららし、養蚕事業の縮少を余儀なくされ、養蚕用桑葉が販売に供されている¹⁸。松方デフレの下で直面した経営的危機は、松ヶ岡開墾を推進する上層部の政治的力を背景に農商務省の特別貸付金（二万円）¹⁹ならびに前借金未返却のままでの県から二度に渡る拝借金（合計三万円）をもって一応切り抜けているが、創業以来の松ヶ岡事業の機能的変化をもたらす契機にもなった。すなわちこの契機とは明治二〇年（一八八七）鶴岡市西北隅（青竜寺川万年橋近く）に人力運転製糸機械一五人線りによる松岡製糸所を創設したことである²⁰。創設資金はかつて払い下げを受けた官有地のうち開墾未着手地であった黒川村大阪山六六町

余を売却することによって捻出されている。松岡製糸所の鶴岡進出は、松ヶ岡開墾場における製糸部門の拡大を意味するのみならず当初において「専ら松ヶ岡の成繭を採し、旁養蚕家の依頼を受く」状況であったとしても、松ヶ岡養蚕業が明治一五年以降十五年以前の水準に回帰していない状況であること、松岡製糸所が表四にしめすように創設以来逐次拡大をとり明治二四年（一八九一）には蒸気力による六〇人操機械製糸が行なわれること、同三九年（一九〇六）には操系釜一〇〇釜、原動力機関五馬力、職工総数一五〇（内男四、女一四六）名にまで発展すること、明治二一年までに鶴岡における製糸が松ヶ岡開墾場の影響による座操のみであったことなどに関連させた時、このような動きは松ヶ岡授産事業の製糸資本の形成であって地域近代化の先鞭を担うものであったと解することが出来よう。換言すれば松ヶ岡開墾としての庄内地域土族授産事業は、日本の資本主義経済の原蓄期から産業資本確立期にかけて常に殖産興業を念頭においた経営が展開されて来たわけであり、中でも製糸資本形成への発展は、結果的に地域養蚕業を統轄する機能を松ヶ岡開墾事業が実質的に兼備することになり、土族授産事業の地域近代化へ果しうる直接的機能を具備することになった。この製糸業→養蚕業を媒体とする機能は、大正三年（一九一四）の松嶺町製糸場の全面買収を機に更に強固なものになった。

しかし日露戦役後の農村疲弊、第一次大戦後の好況、昭和初期のいわゆる農村恐慌等の経済変動激化のなかで松ヶ岡開墾事業は、大正一〇年（一九二一）の植林事業の開始・開田着手、昭和五年（一九三〇）の核無柿（庄内柿）栽培開始など栽養養蚕単一経営の形態を変化させるとともに製糸所会計を開墾場会計から分離独立させることによって爾後のその地域的機能を変化させている（第二図参照）。

以上のように松ヶ岡開墾場の明治初期から昭和初期に至る展開の素描より土族授産事業としての松ヶ岡開墾場の機

1. 大正初期の土地利用の実態



2. 現在における土地利用の実態



第2図 松ヶ岡開墾場における土地利用の変化

能をその発展過程において以下のよう区分することが出来よう。

(1) 明治五年から一五年頃に至る政府ならびに県の事業として勸業資金の優先的投入、拝借金返還免除等の保護育成策の下で

なされた場内を中心に発展する栽桑養蚕経営の時期、(2)明治二〇年の松ヶ岡製糸所の創設から大正末期ないしは昭和初期の複合的開墾場経営の始まるまでの、いわゆる産業資本を開墾場が形成し、これによって地域の養蚕業を拡大ならしめた時期に大別することが出来よう。しかしこれらの時期の前段階は明治一五年の桑葉販売への転化、ならびにその中でも常に継続しつづけた蚕種生産とその拡大があったわけである。このような状況のなかで特に松ヶ岡開墾場として士族授産事業の展開が地域近代化に果した機能は、松岡製糸所の発展とその操業に顕著に現われているものと思われる。以下この点につき資料分析を通して若干の考察を試みてみたい。

四、松ヶ岡養蚕業の地域的機能の実態

第一次世界大戦後の慢性的な不況状況の中で起る昭和二年（一九二七）の金融恐慌は、いわゆる世界恐慌の日本への波及でもあった。経済変動の中で繭価格は昭和元年（一九二六）を一〇〇とした時、同五年（一九三〇）には四三・〇、同六年（一九三一）には三三・二、同七年（一九三二）二七・四と急暴落する⁽²⁾。このような一般経済界の動向の中で松ヶ岡開墾事業は、昭和五年に製糸事業において四七二、〇〇〇円の欠損金を生じ、この年に製糸所の会計が開墾場会計と分離され経理的に独立している⁽³⁾。このため明治二〇年（一八八七）からこの年に至る期間には、人事・資金・経営等全ての面で松岡製糸所と松ヶ岡開墾場は一体であったわけである。松岡製糸所「必要書類綴⁽⁴⁾」には製糸所の設立目的について

「抑本所ハ松岡開墾場所轄ノ一部分ニシテ専ラ重要物産生糸ノ改良進歩ヲ奨励スルヲ以テ目的トシ併セテ莊内士族授産ノ為メニ設ケタル一工場ナレハ敢テ利益ヲ得ルヲ第一ノ主眼トスルニ非ラス依テ工女ノ如キモ単ニ賃銭ヲ得ルヲ主トセス業務ヲ精勵シ礼

第5表 開墾場記録にみる蚕種出荷圏の変化

年 月	記 録 内 容
明治25年10月	蚕種配布持場を定める 山濱入：長谷川龜弥，下妻長順，監督者本多氏 東田川：山中貞吉 飽 海：河野堅吾
明治44年10月	蚕種配布持場担当者の一部変更 山浜入：下妻長順，山田悌介 東田川：山中貞吉 飽 海：河野堅吾 越 後：下妻部順，萩谷虎太郎
大正13年 3月	山濱入東田川，飽海，越後の配送地域の他に山田興治はじめて置賜方面に蚕種売払のために出張する
大正14年	従来の配布持場のうち下記地域の担当者を変更する 山濱入：加賀山龍治 越後・最上・宮城：萩原虎太郎
昭和 8年	山田興治群馬県沼田町に至り田中蚕種仲買人と蚕種 4,500枚の売約を締結した

武山省三氏記録ならびに松ヶ岡開墾年誌記載記録より作成

節ヲ重シ風儀ヲ正クシ傍ヲ生計ノ一助ニ充タラシメ……」と述べられている。このような目的をもって創設された松岡製糸所は、資本主義経済体制の中で必然的に蚕種製造とその配送・原料繭の集荷と製糸加工という具體的行為を通じて、広く地域内に商品経済を浸透させた機能を持つことになったと考えることが出来る。養蚕農家は、自己の生計を維持するために成繭を加工資本に販売しなくてはならないから、この点を鑑みて松ヶ岡開墾事業の一環として形成された松岡製糸所の原料繭収集形態およびその範囲、代金支払方法および取引圏の実態は、松岡養蚕業の地域近代化に果たした機能的側面とその影響圏を示すことに連なる。

明治二五年（一八九二）に製糸所が依託繭の代金支払をした払金の地域から当時の取引圏を見ると東田川郡（二五・〇％）、越後（八・九％）、西田川郡（三・五％）、飽海郡（三〇・二％）の割合であり、「地方養蚕家の依頼」圏が、これらの諸地区を包含すること

は確かであろう。表五に示す蚕種出荷圏の記録⁽²⁾では西田川郡域の配送が山濱入地区に限定されていることからほぼ庄内三郡（平野部近傍）にその取引圏があったのではないかと思われる。

このような地方養蚕家の依頼に対して明治二十七年（一八九四）には特筆すべき広告が松岡製糸より配布されている。

廣 告

一松ヶ岡青質姫 同種類

「右者昨明治二六年十月中地方の情況ニ依リ請願ノ向キモ有之候ニ付猶兩三年間ハ又昔小石丸二種ヲ加エテ製糸スルニ致置候処到底系質ヲ一定セスハ優等品ヲ製出スル能ハス売却ヘモ差響キ地方ノ不利益不少候間明治二八年ヨリ松岡育成青質姫蚕同種類ノ外断然依頼ヲ受ケ不申候ニ付此段広告致候也」(傍点筆者以下同様)

すなわち明治二八年（一八九五）より製糸所と繭生産者との間に特約取引が行なわれるようになったことを示すものであり⁽²⁵⁾、養蚕農家は自家で養育した成繭を松岡製糸所にて製糸するためには、松ヶ岡開墾場で生産された蚕種を飼育しざるをえない状況が出来上ったわけである。ここに養蚕農家は松ヶ岡養蚕事業の機構内に養育を担う形で位置付けられたことになった。このような特約取引を前提とする蚕種指定は、現存資料より明治二十九年（一八九六）、同三四年（一九〇一）にも出されている。例えば二九年の場合、広告文中に

「将来此一種（松岡青質姫蚕）ヲ以テ製糸スルコトヲ期シ治ク公告シタルモ二七年ノ如キ地方蚕業ノ情況ニ依リ請願ノ向キ有之為メニ松岡姫并ニ又昔小石丸ノ三種依頼ヲ受ケ……中略……座繰ハ種類ヲ撰ハス依頼者ノ望ニ応シタルモ……本年（明治二十九年）ヨリ座繰^正前頭松岡青質姫蚕同種類ノ外ハ依頼ニ応セサルモノトス」

とあり、小石丸・又昔種の採用が追加される一方で、従来座繰では特定していなかった原料繭が指定された。このよ

うに明治一五年を境とする松ヶ岡開墾における養蚕・原料繭生産は、蚕種製造へとその比重を移すことによつて製糸所との連携を挺子に地域での資本制生産拡大を担う核として確立されるに至つた。また原料繭蚕種の統一への指向は、明治二二年（一八八九）に始まる横浜茂木商店への生糸出荷の中でより高い売価を求めることによるものでもあつた。しかし良質糸の生産と売価価格の上昇を前提とした特約的取引の発生は、必ずしも原料繭生産者への完全なる還元を実現するものであつたとは考えられない。なぜならば原料繭生産者と製糸所間に締結された七ヶ条に渡る約定書は⁽²⁶⁾、「製糸ヲ始メ売却ニ至ルマテ悉皆御依頼申候」こと、また前払いされた売却見込代金については売却された後「元利ハ受取候日ヨリ百円円ニ付」日割をもつて清算されることや当然この清算の過程で引賃等諸掛りが差引きされている。更に「製糸売却マデノ内製糸所へ預ケ中万一非常の災難ニ罹リ右製糸亡失等ノコト有之候共製糸所へハ関係無之」生産者の負担に帰されたことなどを見た時、商品生産によつて生活を維持せしめざるをえない状況下に至らしめられた原料繭生産者と製糸資本との位置・力関係を明確に示しているものといえよう。

更に明治三四年（一九〇一）に出される広告には、小石丸が登場しており、この品種の採用決定は、同年に松ヶ岡開墾場で実施した西ヶ原講習所より取り寄せた小石丸の試験掃立の成績良好をみた後に出されており、同三五年（一九〇二）にはかつての特定品種松岡姫を廃し小石丸一種のみが蚕種製造され、養蚕農家に配送されている。つづいて同三七年にはこれに又昔が加えられ、従来から松ヶ岡開墾場蚕種製造の主体をなして来た松岡姫は姿を消している。

松岡製糸所・蚕種製造にみられるこのような動向とともに明治三〇年（一八九七）には開墾場で生産された桑苗が松岡製糸を発売元として販売されており⁽²⁷⁾、同三四年（一九〇三）には「此年東田川郡役所の囑託による農家勧誘用の桑苗数万本」を地域内一般養蚕家に配布している。この桑苗配布が何年間継続せしめられたものかはさだかでは

ないが、明治三〇年代中頃に桑苗配布が松ヶ岡開墾場を中核に郡役所の指導によって実施されたことは事実である。更に同三八年（一九〇五）にはこのような地域内の動向を反映して松ヶ岡開墾場では字松ヶ岡・高寺地区の地味肥沃な部分四万坪を再墾して桑苗二万本の植付けがなされている。また地域内での桑園拡大の実態は、製糸所へ原料繭を依頼する数の増加となって現われ、同年において「地方産業発達に伴ひ依頼繭八百五十拾参石二斗ニ及フ」結果をもたらしした。

以上のように原料繭統一、桑苗配布、原料依頼形態は、糸質の画一化を期すことにより外国輸出の際の価格安定等をはかる動きであり、再度に渡る原料統一の広告ならびに勧誘も又地方製糸業としての松岡製糸が資本主義経済の中で存立するためであったが、いずれにせよ土族授産事業を出発点とする松ヶ岡開墾事業の展開と、その中でも特に松岡製糸にみる製糸部門の創設・操業が松ヶ岡養蚕業を媒体に商品経済を地域に拡大する一つの核たりえたことは否定出来まい。以下この空間的広がりについて考察を試みたい。

五、原料繭集荷・蚕種配送地にみる松ヶ岡養蚕業の影響圏

先述のように松ヶ岡開墾事業は、明治二〇年の松岡製糸所創設を契機に養蚕業における蚕種製造・養蚕業のための桑苗育成および配布と原料繭加工部門のそれぞれを通じて地域の近代化の中核的機能を具備するに至った。このような機能は、生産が具体的に展開する中で空間的な拡大を伴うと考えられよう。以下原料繭集荷・蚕種配送のありさまをもとに松ヶ岡開墾事業の養蚕業を中心とした影響圏について考察を試みたい。

明治八年（一八七五）に本格的に始まる松ヶ岡開墾場の製糸部門は、当初座操による小規模なものであり、場内で

第6表 鶴岡市における養蚕業の推移

年 度	養蚕農家数	蚕種掃立枚数	繭 産 額	繭 価 額	桑園反別	桑園見積反別
明治17	76戸	82枚	70石	1,243円	108反	13反
明治18	82	83	69	1,164	124	15
明治19	97	92	78	1,145	207	19
明治20	109	110	98	1,767	225	21
明治21	102	115	107	1,914	256	24
明治22	137	180	167	3,850	277	25
明治24	87	195	—	—	289	26
明治25	64	160	—	—	292	27
明治28	100	—	167	—	293	28
明治29	200	—	223	—	295	31
明治30	180	260	232	—	—	—
明治33	135	260	202	—	295	35
明治35	115	250	265	—	295	35
明治36	100	—	332	—	295	35
明治38	93	—	212	6,295	—	—
明治39	54	71	—	—	—	—
明治40	56	82	—	—	—	—
明治42	52	236	—	—	—	—
明治45	53	—	138	—	—	—

鶴岡市役所 鶴岡史市(下) 1975 P380より

生産される成繭の処理が主体であった事情についてはすでに述べた。明治二〇年に至り松岡製糸所の独立は、人力機械により十五人操に拡大するが、これは表六に示される鶴岡周辺部の養蚕農家の拡大に呼応するものと思われる。

松岡製糸所の明治期より大正期に至る「必要書類綴」の中から原料繭集荷圏を示すいくつかの文書を見出すことが出来る。すでに示したごとく明治二六年における集荷圏は、東田川郡・西田川郡・飽海郡の庄内三郡と越後の一部地域に及んでいた。このように依託繭の代金支払いにみる原料繭集荷圏は、明治三九年(一九〇六)の状況も同二六年の範囲と変化がない。原料繭を松岡製糸が集荷したことを証明する確かな資料は現在までに得ることが出来ないが、松岡製糸所が鶴岡町

第7表 生繭取扱届書にみる原料繭集荷

	取扱い所開設地	開設期間	取扱い予定数量
明治45年 (1912)	●西田川郡鶴岡町大海町大山街道41-2	6月20日～7月20日	400石
	●飽海郡鶉渡河原村山居町45	6月25日～7月20日	40
大正2年 (1913)	●西田川郡鶴岡町大海町大山街道41-2	6月20日～7月20日	400
	●飽海郡鶉渡河原村山居町45	6月27日～7月20日	50
	●飽海郡稲田村大字庄泉西谷地16	6月27日～7月20日	50
	●飽海郡松嶺町松嶺	7月1日～7月20日	200
大正3年 (1914)	●飽海郡松嶺町松嶺	6月20日～7月20日	400
	●飽海郡稲田村大字庄泉西谷地16	6月27日～7月20日	50
	●飽海郡鶉渡河原村山居町45	6月27日～7月20日	50
	●西田川郡鶴岡町大海町大山街道41-2	6月20日～7月20日	400
大正4年 (1915)	●西田川郡温海村大字温海37	6月28日～7月15日	100
	●西田川郡鶴岡町大海町大山街道41-2	7月1日～7月20日	500
大正5年 (1916)	●西田川郡鶴岡町大海町大山街道41-2	6月25日～7月15日	500
	●西田川郡温海村大字温海37	6月23日～7月10日	100
大正6年 (1917)	●西田川郡鶴岡町大海町大山街道41-2	6月25日～7月15日	500
	●西田川郡温海村大字温海37	6月23日～7月10日	100
	●東田川郡押切村字豊秋210	6月4日～7月15日	50
大正7年 (1918)	●西田川郡鶴岡町大海町大山街道41-2	6月25日～7月15日	500
	●東田川郡押切村字豊秋210	6月25日～7月10日	50

松岡製糸所文書 必要書類綴り集計

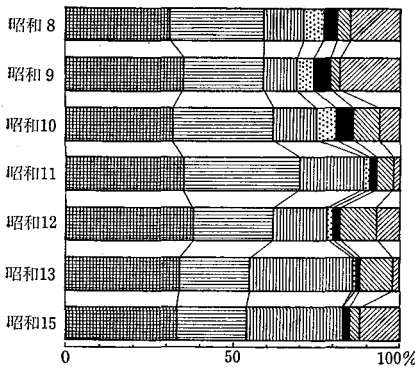
役場、山形県庁等へ提出した文書の写(必要書類綴)松岡製糸文書)から概略的集荷圏を推測することが可能である。明治四二年(一九〇九)二月に鶴岡町役場へ提出した報告書には、同三九年(一九〇六)～同四一年(一九〇八)にかけて六六〇・三九石、七八七石、一、二六四・五石の原料繭が集荷されており、これらの供給先について「本所所要ノ原料ハ重ニ庄内地方ニ仰クモ或ハ越後、最上一部ヨリ収容スルモノアリ」

と記載されている。また大正五年（一九一六）に山形県製糸同業組合事務所に提出した事業報告書には、集繭地方および製糸取引先について

「本所集繭地方ハ庄内三郡、製糸取引先ハ横浜及ヒ地方機業家」

とある。このように原料繭集荷圏は、ほぼ庄内三郡を中心に、これに隣接する越後北部ならびに最上川流域の比較的庄内平野に近い部分であったと思われる。また松岡製糸の原料繭集荷圏が明治末期から大正前期にかけて庄内三郡域に中心があったことの証明として毎年一定の季節に一定日数開設された繭取扱所の開設によつてもうかがうことが出来る。

表七は、繭取扱所開設に伴ない山形県知事宛に提出した文書に基付き、各年ごとに場所、開催期間、予定取扱量等をまとめたものである。取扱所の開設場所は、大正二年（一九一三）と同三年（一九一四）が四ヶ所、同六年（一九一七）が三ヶ所、明治四五年（一九一二）〜大正七年（一九一八）の間の前記以外の年は、それぞれ二ヶ所づつ開設されている。開設場所は鶴岡町が常設的であるのに比べ、大正二年までは飽海郡に三ヶ所が、大正四年以降は西田川郡温海村と東田川郡押切村がこれに代り、中でも飽海郡松嶺町の取扱所の取扱予定量が鶴岡町取扱所に匹敵する四〇〇石（大正三年）であったが、以降開設されなくなっている。この変化と明治四一年（一九〇八）有限責任松嶺系生産組合として発足した松嶺町製糸工場が、松岡製糸所に全面買取され、松岡製糸場分工場となった年と付合している。取扱所開設期間は、手元の資料によるかぎり六月〜七月十五日頃に限られている。原料繭取扱所の定期的開設は、松岡製糸所の原料繭の大部分がこの取扱所を経て庄内三郡を主体に集荷されたことを示すものと考えてよからう。だが地域養蚕農家の全てがこの取扱所を利用したものと断定は出来まい。むしろ産地繭仲買人の介入を予測することの



第3図 蚕種配送先の変化

A：庄内地区 B：村山最上地区 C：置賜地区
 D：新潟県下 E：秋田・青森県下 F：福島・宮城県下
 G：群馬埼玉県下，他（表示の区分にしたがいが左より）
 松ヶ岡開墾事業概況綴（松ヶ岡本陣文書）より図化

方が妥当であろう。とすれば松岡製糸所の原料繭集荷圏の解明をもってなされなくてはならないが、明治二十七年頃より生ずる特約取引の形態を鑑みた時、蚕種配送圏の変化が、産地仲買人の集繭圏をも包含した原料繭集荷圏の実状により近い範囲を推測させうると考えることも出来よう。

松ヶ岡養蚕業における蚕種製造は、蚕の養育が低迷する中でも常に相当の生産量を保持して来た。またそれが製糸所創設以後の松ヶ岡開墾事業経営に有利に働くことにもなり、かつ地域の商品経済化を押し進める核ともなりえた。

表五は「松ヶ岡開墾年誌」中に記載された記録を中心に蚕種配送のあらましを整理したものであるが、この表において明らかなように明治二五年頃には配送地域が山浜入（現鶴岡市西域）、東田川郡、飽海郡域であったものが、明治

四四年（一九一〇）には越後が加わっている。更に大正一三年（一九二四）には山形県下の養蚕先進地域である置賜郡宮内町へと拡大している。このような拡大は大正一四年（一九二五）には宮城県白石方面へと広がり、昭和初期にはかつて技術的指導を受けた群馬県沼田方面にまで至っている（第3図参照）。このように見てくると松ヶ岡開墾場の蚕種は、各時代とともに著るしく配送圏を拡大して来ることが如実に示されるわけであり、この動きは昭和一〇年にも持続されている。第三図は昭和八年（一九三三）同十五年（一九四〇）に至る期間の

松ヶ岡開墾場蚕種配送圏の変化を示したものであるが、常に配送量の八割が庄内三郡・村山・最上地区および置賜地区によって占められていることが判明する。

以上のように松ヶ岡開墾事業としての養蚕業ならびにその加工部門である松岡製糸所の地域的機能の影響圏は、製糸業においては原料繭依託ならびに集荷を通して、開墾場における蚕種製造は、松岡製糸所の特約取引を強固な背景として製糸資本と蚕種製造の同一経営体という有利性を基礎により多くの地域住民を栽桑養蚕経営に係りあわせる形をとりつつ明治二十年代には庄内三郡域ならびに越後の北部地域・最上川下流域の養蚕農家へと影響圏を拡大していった。また蚕種配送圏において見た場合、この拡大は大正末期には宮城石白地区、置賜地区まで波及していった。

以上の事柄から松ヶ岡開墾事業の養蚕・製糸事業が日本経済の資本主義構築の中で農村地域に栽桑養蚕経営を普及させ、いわゆる商品経済の進展という形で近代化を押し進める大きな機能を果たしたといえよう。ただここで見落してならない問題の一つとして松岡製糸所の雇用と直接係り合っている就業人口構造の変化の側面からの吟味であるが、この点については別に機会をえて論求を試みたい。

六、松ヶ岡開墾事業の地域的機能

一般的顧末として士族授産事業は、没落士族の救済的側面は完全に果しえたとはいいがたく、殖産興業的側面が間接的に日本資本主義経済構築に影響を与えたと見られている。庄内藩士の授産事業として展開せしめられた松ヶ岡開墾は現在まで存続して来ており、かつ先章までに解明された諸機能を持って営なまれ続けて来た。この側面のみに限定してみた時、松ヶ岡開墾にみる帰農政策としての授産事業は成功裡に進められたと見て良からう。

しかし表面的現象としてのこのような形態は、開墾事業の進捗過程の数ヶ所に見られる明治政府の殖産興業保護施策の存在を除いて継続を保証されるものではなかったと見て良からう。中でも明治政府の勸業政策と保護を優先的に松ヶ岡開墾という授産事業に誘導しえた人的背景は見落すことが出来まい。すなわち旧藩上層部の廃藩置県後の県政への留位が結果的に松ヶ岡開墾の存続を保証しえた大きな力となったが、これは反面「ワツバ事件」にみる民衆の不満を呼び起した。

授産事業展開における旧幕藩体制の継承によってもたらされた松ヶ岡開墾への好条件は、殖産興業資金の優先的投下のみならず、官有地払下げ等にも現われている。すなわち払い下げを受けた官有地の内明治二〇年に至っても未着手であった土地が場内に保持され、松ヶ岡開墾事業における製糸資本を捻出する重要な役割を果たすことになった。その上この開墾事業を現場から支えたものとして土地共有制の存在を無視することは出来まい。なぜならば資本制生産の中での私有財産制度は、言うまでもなく体制存立の根底であり、かつそれは商品経済の進展する中で農民層分解をもたらし、無産階級を発生させることに連らなっている。このような状況下で松ヶ岡開墾において土地の分割を否定し、かつ戸数を限定することは、結果的に農民層分解と村落の疲弊を防止する手段として好都合に作用した。この土地共有制保持が、いわゆる封建制下の領主と家臣団のつながりを明治以降に持ち込むことによって実現させられたことについては多言を要しない。

ともあれ松ヶ岡開墾事業にみる庄内藩（大泉藩）土族授産事業は、近代的工業生産の育成を急務とする明治期の動きに付合していたことは事実であり、栽桑養蚕経営の展開と、その生繭加工として出発する製糸業は、そのまま地域に多きな影響を与えることになった。しかもこの開墾場の経営は、産業資本確立へと向けて資本の原始的蓄積を進め

る日本資本主義經濟が發展するために不可欠である地域の資本主義化にイニシアチブをとることもなった。すなわち現象的側面としては東田川郡役所の囑託による桑苗配付であり、また原料繭を統一し、生産される生糸の商品性を高らしめる動きであり、また中央の試験場から取り寄せた良好蚕種の製造であったが、このような動きは当然多くの地域内に存在する、また増加して行く養蚕農家を除いては展開せしめられないし、更に桑苗植付、圃場整備、蚕育等による成繭收穫、成繭の商品化という栽桑養蚕による農家經濟の確立のためのフローの中でとらえた時、松ヶ岡開墾場の栽桑養蚕經營者ならびに經營に果しえた機能に、その影響力の強さが再確認されうる。

事実松ヶ岡開墾に携わった旧庄内藩士族は、山形県下の養蚕後進地域である庄内では先覚者であり、「産業を興し國に報ずる⁽³⁰⁾」ことは、とりもなおさず近代的産業の育成であった。明治三五年をピークとする鶴岡市域養蚕農数のありさまは、とりもなおさず松ヶ岡養蚕業の地域的波及と考えても良からう。栽桑養蚕經營が、本来水田不可耕地である傾斜畑や水利条件の悪い丘陵部に作られるのは周知のことであるが、いわゆる商品作物は、結果的に農家を商品經濟の中に位置付ける作用をもっていた。すなわち資本主義化されたことになる。

特約取引の中の原料繭統一は、その一側面として養蚕家の技術的向上ならびに繭取引過程での仲買人の排除を通して生産者と製糸資本を直結する働きがあり、蚕種生産者と製糸資本の一体化の中で各養蚕農家にとって成繭の完全なる商品化を保障することにもなる。しかし反面生繭生産者にとっては繭を買いたたかれることにもつながりかねないが、商品化への安定性は結果的にそれだけ多くの地域農家を養蚕に参加させることになり、農村の資本主義化へも連なる。ちなみに松ヶ岡開墾で生産される蚕種の配送圏は年代とともに拡大を続けており、製糸所の原料繭取扱いは高もこれに比例して増加している。

このように松ヶ岡開墾事業として展開された士族授産事業は、蚕種製造と製糸所を媒体に庄内地域の栽桑養蚕農家の拡大とそれに関連した織物工業等を形成せしめる核となりえたと考えることが出来る。すなわち庄内地区松ヶ岡士族授産事業は、その発展の中で地域に資本制生産を拡大ならしめる一つの機能を果たしたと考えられよう。

七、まとめ

庄内地域における士族授産事業は、明治政府が失祿士族の没落の中で生じた社会的不満を解消するために救済的かつ慈惠的側面をもって明治一〇年代に開始するのに先達って大泉藩（旧庄内藩）独自に展開せしめられた。この中で士族授産金貸付を得て実施されたものは、鶴岡製塩社と松ヶ岡開墾のみである。しかし前者が旧一藩士を中心に展開せしめられたのに対し、後者は旧幕藩体制をそのまま明治期に継承する中で進められた。この結果、前者が経営不振に直面し、明治四〇年代の廃業に至るまで所有者が三転するのに対し、後者は事業開始とともに酒田県をあげての事業として展開せしめられ、結果的に数度にわたる経営的危機に直面しながら県・国からの補助金・拝借金等を得て切りぬけている。また前者が製塩業を営むのに対し、後者は栽桑養蚕を展開する中で日本資本主義の原蓄期から産業資本確立期へと経済発達に完全に付合して発展を続けている。このような状況から士族授産事業としての松ヶ岡開墾事業は、庄内地区における一つの特質ある機能を果たすことになった。

松ヶ岡開墾事業の地域近代化に果たした役割は、明治二〇年の払い下げ官有地のうち未着手地の売却金を資本として創設される製糸所が松ヶ岡開墾事業の一環に付加されることよって大きく変化した。すなわち製糸所の原料繭統一が松ヶ岡開墾場で製造される蚕種を指定することによって特約的取引が形成されたことである。このような取引形

態の中で原料繭集荷圏・蚕種配送圏は、庄内三郡のみならず越後村上周辺・秋田県南部・宮城県亘石周辺・置賜地域へと時代とともに拡大し、特に蚕種は群馬県沼田・福島県等いわゆる養蚕先進地域にまで拡大していった。集繭圏ならびに蚕種配送圏の拡大は、松ヶ岡蚕種製造ならびに松岡製糸所の影響圏の拡大を意味することになり、これらの蚕種をもとに繭生産に携さわる養蚕農家の拡大をも意味することになる。このように士族授産事業として展開せしめられた庄内松ヶ岡開墾事業は、養蚕業を中心に地域の近代化をおし進めるうえで直接的に多大な機能を持ちえていたということが出来よう。

末筆ながら本研究を遂行するに当り折々にご助言を賜わった日本大学大井武教授、貴重な資料を多数貸与し、かつ適切な示唆を賜わった日本女子大学佐藤甚次郎教授、四年に渡る調査に心良くご協力を賜わった松岡農業協同組合長武山省三氏、余目町在住の郷土史家佐藤東一氏ならびに資料整理に協力を願った大塚一雄・飯塚玲子の諸氏に深く感謝いたすしである。

註および参考文献

- (1) 揖西光速・大島清他『日本における資本主義の発達』一九六七年 二三～二五頁
- (2) 農業発達史調査会編『日本農業発達史』第一卷一九五三年 一一二～一一五頁
- (3) 各藩の実施した帰農政策のなかでも弘前藩の実施した帰農政策は、苗木配布以外殆んど勸奨されなかったリンゴ栽培の地方的拡大をもたらした。農業発達史調査会編『日本農業発達史』第五卷別篇一九五四年 四三〇～四四〇頁
- (4) 明治二三年(一八九〇)恐慌については経済史の分野において必ずしも学説が統一を見ていないが、ここでは山田盛太

- 郎の説によった。山田盛太郎『日本資本主義分析』一九四九年
- (5) 吉田秀造『明治維新社会経済史研究』一九四三年 一〇一―一〇六頁には明治政府の実施した貸付金に関する詳細な分析がなされている。
- (6) 前掲註(5)及び我妻東策『明治社会政策史』一九四〇年で詳述された士族授産事業の顛末がこれを示している。
- (7) 藩名改称については明治二年七月に磐城平藩主(旧庄内藩主)酒井忠祿の庄内復帰が認められた際、庄内藩という名称の使用を禁止されたことにより同年九月に大泉藩と改称せられた。鶴岡市役所『鶴岡市史』中巻一九七五年 一三一頁
- (8) この「勸業施行略述」は明治一五年(一八八二)七月、三島県令が福島県専任となった時の事務引継書類の一つであつてここでは鶴岡市役所『鶴岡市史』下巻一九七五年 四二二―四二三頁より引用した。
- (9) 前掲註(3)四二二―四二五頁
- (10) 例えば一四代庄内藩主酒井忠宝は、明治二年庄内藩知事に、松ヶ岡開墾場初代総長である旧藩中老松平権十郎は大泉藩大参事に、更に松ヶ岡開墾事業の推進者の一人である菅実秀は、忠恕の近習、留守居役を経て明治二年大泉藩権大参事、同四年酒田県権大参事正七位に叙せられている。また鶴岡御家祿派の重鎮であつて後田山開墾のみならず銀行業(第六七銀行)・米穀取引所等は彼の画策によるものである。『庄内人名辞書』言霊書房版一九七二年複製
- (11) 具体的には西郷隆盛を媒体としたつながりである。この概要については松ヶ岡開墾場『松ヶ岡開墾百年記念写真帳』一九七二年等に見ることが出来る。
- (12) 田中正造編『松ヶ岡開墾事歴』一九二七年 一―三頁
- (13) 渡辺茂蔵「近代における東北地方の開拓」宮川善造・田辺健一編『環境の科学としての地理学』一九六四年所収、また成立過程については同氏の発表要旨(『地理学評論』第二六巻別冊二)がある。
- 佐久間宏「山形県松ヶ岡開墾場に関する研究」(1)―(4)『宮城農業短期大学学術報告』第一六―第一九号一九六九―一九七二年所収
- (14) 松ヶ岡開墾場「松ヶ岡開墾場要覧」一九七三年
- (15) 種夫食米は、廃藩置県によって大泉県に引き継がれ、県は大蔵省の許可を得て利米を学校および勸業資金へと振り向けられ、明治六年(一八七三)―同八年に徴収された種夫食利米(米一、五三八石と金四万四、五一八円)の九割以上が士族の

開墾費に充当された。「県庁よりの御下ヶ米金」の大部分がこれにあたる。このような事情がワッパ騒動へと発展する契機を生んだ。『山形県史』資料篇二、『鶴岡市史』下巻、土屋喬雄『明治前期農民騒動史』

(16) 酒田市史編纂委員会『酒田市史』史料篇第五集経済篇上(木間家文書)一九七一年に収録された本間家と酒井家との交換文書に両家の係りあいの一側面をみる事が出来る。

(17) 「松ヶ岡開墾年誌」は山田梯介氏が松ヶ岡本陣に残る文書ならびに氏の記録をもとに各年に起った松ヶ岡開墾事業を中心にまとめられた記録であり、現在松ヶ岡本陣に保存されている。

(18) この桑葉販売は

広 告

後田開墾場養蚕当年都合ノ為休業ニ付桑葉不要ニ相成候間、若御望ノ方ハ私処へ御申入相成度、代価ノ儀ハ普通ノ相場ヨリ幾分安価ニ可致候条此段広告候他。

明治一五年二月十五日

西田川郡鶴岡家中新町旧百間堀端

土族 竹内 右 膳

の広告をもってなされた。広告原文は、本陣文書中にあるのはもとより、広告を受け取った側の一つとして余目町佐藤家に広告の実物が保存されている。

(19) 「松ヶ岡開墾年誌」の記録によると貸付は、農商務卿西郷従道への面陳による所が大きい。

(20) 『鶴岡市史』下巻、四七四～四七八頁

(21) 杉原莊介他『日本史の基礎知識』一九七四年 四四二～四四四頁

(22) この欠損金は「松ヶ岡開墾年誌」の記録によると開墾場の準備金にて補填されている。

(23) 現在松嶺町にある松岡製糸株式会社に保存されている文書で、明治二四年以降の経営の概要を知りえる唯一の資料である。本報告のうち本章の資料は主としてこれに基づいている。

(24) 蚕種配送地域の記録は、「松ヶ岡開墾年誌」の記録の他、松ヶ岡農協組合長武山氏の記録を利用した。

(25) 特約取引きは通説では一九〇五年(明治三八年)郡是製糸のものが知られている。また石井寛治氏によれば現在確かめら

れている最初の蚕種配布が明治二〇年（一八八七）の室山製糸場にみられるという点などからみてこの特約取引はかなり早い時期に位置する。石井寛治『日本蚕糸業史分析』一九七二年 四二二～四三九頁

(26) 製糸所文書と養蚕農家の双方に現存する約定書をそれぞれ確認している。次のような販売広告が製糸所文書内に現存している。

桑苗木販売廣告

一 赤木	極上等	壹本ニ付	壹錢五厘
一 同	上等	同	壹錢八厘
一 同	中等	同	壹錢貳厘
一 同	下等	同	七厘

外ニ早桑苗木モ有之候

右之通ニテ来秋ヨリ販売致候ニ付御望ノ方ハ至急御申入相成度候也

西田川郡鶴岡町

松岡製糸所

明治三十年十二月

(28) 松山町史編纂委員会編『松山町史年表』一九七五年

(29) 「必要書類綴」内に残る文書の中にこの買収について提出した「補助申請理由書」がある。この中に「同地方ニ於テハ最必要トスル機関ニ有之候ヘハ此際之ヲ譲受ケ以テ製糸業の継続ヲ図ルハ一ハ地方ノ救済手段トナリ一ハ本松岡製糸所ノ拡張トナリ一挙而得ノ策ナリト信シ溪ニ協定ノ結果……」と述べ拡張に係る一〇釜に対し一釜当り一五円の県補助を要望している。なお買収価格は一万円であった。

(30) 明治三四年に連署された「松岡開墾誓約書」（本陣文書）にこのことが明記されている。